

愛知県DX推進本部有識者会議開催要領

(目的)

第1条 愛知県におけるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という）の総合的な推進を図るに当たり、愛知県DX推進本部の本部長（以下「本部長」という。）は、DXについてのより専門的な意見を聴取するため、愛知県DX推進本部有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(構成)

第2条 有識者会議は、次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱する委員をもって構成する。

(1) DXについて学識経験のある者

(2) 民間企業等のDX、DXに関する各種の社会活動等に携わる者

2 有識者会議に座長を置き、委員の互選による。

3 座長は、有識者会議を主宰する。

4 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 有識者会議は、本部長が招集する。

2 有識者会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、座長が有識者会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合

(2) 有識者会議を公開とすることにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 有識者会議の会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第4条 有識者会議の庶務は総務局総務部情報政策課において行う。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和2年10月30日から施行する。

2 あいちICT活用推進本部有識者会議開催要領は、廃止する。